

堺個審答申第101号

(答申第136号)

令和3年3月24日

地方独立行政法人堺市立病院機構

堺市立総合医療センター

院長 大里 浩樹 様

堺市個人情報保護審議会

会長 矢口 智 春



## 答 申

令和3年3月18日付け堺シ第133号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

### 記

審議案件	堺市立総合医療センター医事会計システムへの オンライン資格確認等の導入について
分 類	条例第9条第2項【電子計算機処理の制限—重要な変更の事前審議】
担 当 課	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター 法人本部事務局 システム管理室
審議方法	令和3年3月18日 (第186回)

## 審議結果

### 1 審議会の結論

地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センターが令和3年3月17日付けで堺市個人情報保護条例9条2項に基づき諮問した「堺市立総合医療センター医事会計システムへのオンライン資格確認等の導入について」は、患者の利便性向上及び医療保険事務の効率化のために必要不可欠であると認めるので、留意事項に従って、個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

### 2 留意事項

オンライン資格確認時に、マイナンバーカードの遺失が発生しないよう、市民への周知を徹底するとともに、遺失を確認した場合の対応手順を定め、職員に周知徹底を行うこと。